

◆ 担い手通信 第2号 ◆

令和4年8月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会事務局 浜松市農業振興課

1 ～新たな取組や経営発展のために機械・施設の導入を検討中の皆様へ～

令和5年度「農地利用効率化等支援事業（通常タイプ・先進的農業経営確立支援タイプ）」及び令和4年度補正「担い手確保・経営強化支援事業」の要望調査について

「農地利用効率化等支援事業（通常タイプ・先進的農業経営確立支援タイプ）」及び「担い手確保・経営強化支援事業」は、融資を活用して農業用機械や施設を導入する経費を助成する国の事業です。この事業は、継続が見込まれるので、今年度も要望調査を行います。

事業の詳細や応募方法は、同封の **別冊1** をご覧ください。

【 締 切 】 令和4年9月5日（月）17：00必着 ※期限厳守

【問い合わせ先】 浜松市農業振興課 担い手支援グループ 電話：053-457-2331（担当：神谷）
メールアドレス noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

2 令和4年度「浜松市認定農業者等育成支援事業」の追加募集について

◎ 令和4年度に農業用機械・施設の導入をご検討されている方へ

認定農業者等育成支援事業は、多様な産地の維持発展を図るため、農業用機械・施設の導入等の取組にかかる経費に対して支援する、浜松市の独自事業です。

このたび令和4年度事業の追加募集を行いますのでお知らせします。（採択は若干名となります）

事業の詳細や応募方法は、同封の **別冊2** をご覧ください。

■提出窓口・問い合わせ先■

農業振興課 担い手支援グループ（市役所本館6階）

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

電話：053-457-2331

農業振興課 北部農業グループ（北区役所3階）

〒431-1395 浜松市北区細江町気賀305

電話：053-523-1113

農業振興課 浜北農業グループ（浜北区役所3階）

〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢3000

電話：053-585-1117

農業振興課 天竜農業グループ（天竜区役所南館1階）

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481

電話：053-922-0030

3 浜松市人・農地プラン「地域の話し合い」について

浜松市は令和2年度末に、市内を23地区に分けた「実質化された人・農地プラン」を策定し、その後、毎年秋から春先にかけて各地区で「地域の話し合い」を開催しています。

令和4年度も、10月以降に23地区での「地域の話し合い」の開催を予定しています。具体的な日時や会場などの詳細が決まりましたら、以下のホームページでご案内させていただきます。担い手の皆様におかれましては、ぜひ積極的なご参加をお願いします。

なお、令和3年度は1月～2月に開催を予定していた13地区について、コロナ禍のため「地域の話し合い」の開催を見送り、インターネットによる意見募集を実施しております。

- 人・農地プランホームページ <https://www.hamanougin.jp/>
- 認定農業者協議会ホームページ <https://www.ninteikyo.com>

【人・農地プラン Q&A】

人・農地プランとは	各地域の「担い手農業者（人）」と「農地」の現状や将来像、地域農業が抱えている課題や解決案などについて、地域の農業関係者の話し合いによりまとめていくものです。
人・農地プランを作るメリットは	①：補助事業の活用の幅が広がります。実質化された人・農地プランが地域にあることや、そこに中心経営体として位置付けられていることを要件とする国の補助事業が増えています。 ②：より多くの農業関係者でその地域の農業の現状や課題を共有し、方向性を話し合うことで、作目や立場などを超えた地域の課題の解決や、よりよい形の地域農業の維持発展につながります。
地域の話し合いに参加するメリットは	普段顔を合わせることもない地域の農業関係者と面識を持つことができ、自身だけでは解決できない課題の解決や、農業経営に役立つ情報の収集などにつながります。
話し合いはどのように行われるのか	地区ごとに一つのテーブルを囲み、行政職員の司会進行に沿って色々なテーマで意見交換を行う、雑談会のイメージです。全体で約1時間を予定しています。お気軽にご参加ください。
地域の話し合いの回数は？	各地区で年1回を予定していますが、さらに話し合いを重ねたい地区においては、適時、地域の話し合いの開催も可能ですので、個別にご相談ください。
現在の人・農地プランを見たい	人・農地プランホームページ（上記 URL）に、各地区のプランや地区レポート、農地利用図、昨年度までの話し合いで出された農業者のご意見等を掲載しています。また、農業振興課の各窓口で閲覧することもできます。 まずはご自身の地区の農業の状況をチェックしてみてください。

【問い合わせ先】

浜松市農地利用課 農地集積グループ 電話 053-457-2836
浜松市農業振興課 総務グループ 電話 053-457-2331

4 台風等で被災された農業者の方へのお願い

台風や豪雨などの自然災害で、突風や浸水、がけ崩れ等による被害を受けた場合は、片付ける前に、被害を受けた農作物や圃場、農作物の生産・加工に必要な施設・機械などの被害状況が分かる写真を詳細に撮っておくようにしましょう。

後日、被災証明を申請する場合などに必要となります。

5 農業版事業継続計画(BCP)を作成しませんか？

《 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCPについて 》

近年、自然災害（台風・豪雨）等が多発しており、農林水産関係の被害額も増加傾向にあります。こうした中、農林水産省では、農業者が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画書）」フォーマットを作成しています。

また、最近の国の補助事業（令和4年度農地利用効率化等支援事業、令和3年度担い手確保・経営強化支援事業）において、「農業版BCP（事業継続計画書）」を作成していることが採択ポイントの1つとされています。

これを機に、あなたも「農業版BCP」を作成してみませんか？

農林水産省ホームページ（トップページ）で「農業版BCP」をキーワード検索すると、各種様式等をダウンロードできるページが表示されます。今後、国の補助事業の活用を検討される方は、ぜひ一度ご確認ください。

6 野焼きのけむりで困っている人がいます！！

野焼きの苦情の件数は年々増加しており、2021年は150件以上の苦情が浜松市へ寄せられました。野焼きは、屋外で行う焼却行為のことを指し、法律では原則禁止の行為です。

農業を営むためのやむを得ない草木等の焼却（灰の利用や害虫駆除を目的とした焼却など）は禁止の例外となっていますが、周辺の生活環境に迷惑とならないよう配慮[※]することが大切です。苦情があれば、悪臭防止法や静岡県条例に基づき中止の指導をすることもあります。

※配慮とは次のような行為です。

- ・ 農業用の灰作りは、必要最小限にする。焼却時は、火元を離れない。
- ・ 風の強い日や風が民家へ向いている日は避ける。洗濯物を干している時間帯は避ける。
- ・ 近所へひと声かける。 など

《問い合わせ先》

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1番10号
環境部 環境保全課 大気・騒音対策グループ
TEL 053-453-6170